

県下の交通事故 (11月29日現在)

区分	事故件数	死者	傷者
58年	4,169件	118人	5,348人
59年	4,060件	99人	5,269人
比較	-2.6%	-16.1%	-1.5%



◇第66号◇
発行所
甲府市丸の内一丁目6-1
財団法人山梨県交通安全協会
TEL 甲府 (0552)37-7827



横断は手をあげて左右の確認忘れずに

無事故で楽しい新年を

12月10日から県民運動

年末年始の事故防止

1月10日

年末年始は、飲酒の機会が多くなるほか、交通が混雑し、あわただしさも加わって交通事故が多発することが予想されます。このため県交通安全対策本部・県交通安全推進協議会の主催で十二月十日から一月十日まで「年末年始の交通事故防止県民運動」が実施されます。ことしの県内の交通事故死者は、前年に比べて減少しているものの、五月以降増加を続け憂慮される情勢にあるため例年より十日早くこの運動を行うこととしたので、これ以上死者をださないために県民総ぐるみで運動に参加し、交通事故防止につとめましょう。

飲酒運転絶滅に 四ない運動展開

- 運動の重点
- 一 飲酒運転の絶滅
 - 二 二歳未満と高齢者の交通事故防止
 - 三 シートベルト・ヘルメット着用の推進
 - 四 飲酒運転の絶滅
- 飲酒運転を絶滅するため

「飲酒運転を絶滅しない運動の推進」(「運転するな

子供と高齢者の交通事故防止

- とびだし、車の直前直後の横断などによる事故を防止するために
- 一 ことし
 - 二 家庭における冬休み中の交通安全話し合い
 - 三 学校における冬休み中の交通安全指導の徹底
 - 四 安全教育の推進
 - 五 高齢者の推進



安全のために

今回は交通事故と責任の問題について考えてみました。この事故は、普通乗用車と自乗車が衝突し、自乗車に乗っていた被害者が重傷を負った事故です。昭和五十二年九月九日午後五時頃、大甲市内のアスファルト舗装、制限速度四〇キロの市道において、被害者は自乗車に乗って左側を進行中、急に合流もせず右側へ道路を横断しようとしたところ、後方を走っていた普通乗用車にはなわらわれ負傷したものです。被害者は、加害者に前方不注意の過失責任があったとして、本人および雇用主に対し、損害賠償請求をしました。これに対し加害者は次の理由を述べて、不可抗力であると主張しました。

交通事故と責任

山梨県交通安全協会専務理事 塩川 光男



「私は、時速四〇キロの制限速度で進行中、前方一七・九メートルの地点を進行中の被害者を見、左側部分が一メートルあったので、追いつけずと判断したところ、二二・六メートルの地点まで来たところ、被害者が急に右折しようとした。あわてて急ブレーキをかけたが間に合わず衝突した。この事故は、普通乗用車と自乗車が衝突し、自乗車に乗っていた被害者が重傷を負った事故です。昭和五十二年九月九日午後五時頃、大甲市内のアスファルト舗装、制限速度四〇キロの市道において、被害者は自乗車に乗って左側を進行中、急に合流もせず右側へ道路を横断しようとしたところ、後方を走っていた普通乗用車にはなわらわれ負傷したものです。被害者は、加害者に前方不注意の過失責任があったとして、本人および雇用主に対し、損害賠償請求をしました。これに対し加害者は次の理由を述べて、不可抗力であると主張しました。

「私は、時速四〇キロの制限速度で進行中、前方一七・九メートルの地点を進行中の被害者を見、左側部分が一メートルあったので、追いつけずと判断したところ、二二・六メートルの地点まで来たところ、被害者が急に右折しようとした。あわてて急ブレーキをかけたが間に合わず衝突した。この事故は、普通乗用車と自乗車が衝突し、自乗車に乗っていた被害者が重傷を負った事故です。昭和五十二年九月九日午後五時頃、大甲市内のアスファルト舗装、制限速度四〇キロの市道において、被害者は自乗車に乗って左側を進行中、急に合流もせず右側へ道路を横断しようとしたところ、後方を走っていた普通乗用車にはなわらわれ負傷したものです。被害者は、加害者に前方不注意の過失責任があったとして、本人および雇用主に対し、損害賠償請求をしました。これに対し加害者は次の理由を述べて、不可抗力であると主張しました。

「私は、時速四〇キロの制限速度で進行中、前方一七・九メートルの地点を進行中の被害者を見、左側部分が一メートルあったので、追いつけずと判断したところ、二二・六メートルの地点まで来たところ、被害者が急に右折しようとした。あわてて急ブレーキをかけたが間に合わず衝突した。この事故は、普通乗用車と自乗車が衝突し、自乗車に乗っていた被害者が重傷を負った事故です。昭和五十二年九月九日午後五時頃、大甲市内のアスファルト舗装、制限速度四〇キロの市道において、被害者は自乗車に乗って左側を進行中、急に合流もせず右側へ道路を横断しようとしたところ、後方を走っていた普通乗用車にはなわらわれ負傷したものです。被害者は、加害者に前方不注意の過失責任があったとして、本人および雇用主に対し、損害賠償請求をしました。これに対し加害者は次の理由を述べて、不可抗力であると主張しました。

「この碑の前に立つたとき、一瞬のあやまちにより大事を招いた者、その犠牲となつた者の悲痛な叫びが聞える思いがしたのです。つぐないの日々を送っている取巻者の身上を思い、社会復帰の一日も早いことを祈りつつ刑務所をあとにした時、事故防止活動の重要性を改めて教えられたものがあります。

「被害者(二輪車)のほうには身が軽く、方向転換も自在で積荷などもなかった。一方加害者(大型ダンプ)のほうは重量も五トンで、そのうえ約三トンの積荷を積んでいた。こんな場合、危険を未然に防止し得る可能性は、オートバイのほうがはるかに多い。したがって運転中に注意すべき度合は大型ダンプの運転者のほうに比べてはるかに大きい。故に過失の割合は、大型ダンプ〇パーセント、オートバイ四〇パーセントとするのが妥当である。」

昭和60年
交通安全年間スローガン
最優秀作

運転者向け
シートベルトいつも乗るたび乗せるたび

歩行者・自転車乗用者向け
まがり角 とまる習慣 待つしつけ

子ども向け
とび出しは ぼくも車も どつきんこ

交通安全教育の徹底

- (1) 夜間外出の自粛
- (2) 自乗車の正しい乗り方の推進
- (3) 自乗車三ヒカ(ライト・後部反射・ベタル)

運動の推進

- (1) 安全快適な交通環境の確保
- (2) シートベルト・ヘルメット着用の推進
- (3) シートベルト・ヘルメットの着用を習慣づけるため
- (4) シートベルトの正しい着用方法の指導と効果の広報

つぐないの日々

秋もようやく深まってきた十月月上旬、県安協恒例の役員研修旅行が行われ、交通安全事故抑止を願う安協の研修として、ことしは市原交通刑務所の見学をおもなスケジュールに盛りこんだことなどもあって、例年になく多数の方々の参加をえて、二日間にわたっての研修を有意義に終わりました。

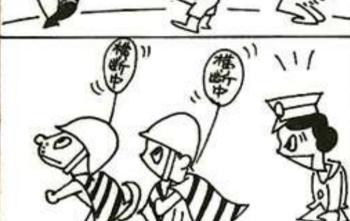
第一日に千葉県市原市にある交通刑務所を見学し、係員の案内によって所内の施設、受刑者の処遇等をくわしく知り、交通事故の悲惨さを身をもって感じることができました。

所内の一角に「つぐないの碑」が建立されています。受刑者は、一日一回この碑の前に立ち、自らのあやまちを反省し罪をつぐない、社会人として立直ることを誓うという。

この碑の前に立つたとき、一瞬のあやまちにより大事を招いた者、その犠牲となつた者の悲痛な叫びが聞える思いがしたのです。つぐないの日々を送っている取巻者の身上を思い、社会復帰の一日も早いことを祈りつつ刑務所をあとにした時、事故防止活動の重要性を改めて教えられたものがあります。

「被害者(二輪車)のほうには身が軽く、方向転換も自在で積荷などもなかった。一方加害者(大型ダンプ)のほうは重量も五トンで、そのうえ約三トンの積荷を積んでいた。こんな場合、危険を未然に防止し得る可能性は、オートバイのほうがはるかに多い。したがって運転中に注意すべき度合は大型ダンプの運転者のほうに比べてはるかに大きい。故に過失の割合は、大型ダンプ〇パーセント、オートバイ四〇パーセントとするのが妥当である。」

おんげん一家



盛会な交通関係表彰式

474人と23団体表彰

=交通安全功労者・団体・優良運転者=

優秀賞は南部安協

一〇七人に交通榮譽章緑十字銅章

県警察本部と県交通安全協会主催の昭和五十九年度交通安全功労者、優良運転者等の表彰式は、十一月二十日、県農業共済会館大ホールにおいて、望月幸明山梨県知事、両宮茂雄県議会議長、藤永幸治甲府地検検事正等多数の来賓臨席のもとに盛大に行われました。

県警察本部と県交通安全協会主催の昭和五十九年度交通安全功労者、優良運転者等の表彰式は、十一月二十日、県農業共済会館大ホールにおいて、望月幸明山梨県知事、両宮茂雄県議会議長、藤永幸治甲府地検検事正等多数の来賓臨席のもとに盛大に行われました。

その功績が賞揚されました。晴れの受賞を心からお祝い申し上げます。今後のご活躍とご発展をお祈りいたします。

- 島田司郎、山村保雄、山形増夫、田沢三男、今村和徳、相川昌安、長田昭二、井上武、奥石武夫、深沢安弘、奇特富繁、中田加男、渡辺和幸、小林経治、伊藤重忠、清水重延、桜井勇三、土橋国秀、望月益男、望月和一、秋山宗一、伊藤高展、横内晋、田中稔、小林映雄、藤原和雄、角田文男、白川昭、熊谷寿美子、新田正秀、小野敏太郎、松川始、羽田国海山、前田積、中村司、渡辺世兵、萱沼三郎、古屋邦政、堤松治、山崎秀一、伊藤五百枝、土屋みやを、(優良安全運転管理者)
- 久保正文、石丸豊一、守屋文訓、藤森登、山口実、(優良運転者)
- 三沢達郎、川住光明、森本國輝、池谷千蔵、清水長照、立川昭雄、飯田正典、稲山正博、矢崎清志、宮崎貴、井出隆雄、飯野長重、花輪勝彦、村松正博、村田和弘、山寺吉吾、野沢治文、石川勝幸、山田秋義、伊藤好彦、山本久雄、加賀美優大塩泰、佐野英一、一宮嘉孝、望月正治、高野孝行、赤池武正、中島憲一、沼田三郎、小林正和、小沢富明

シートベルト着用推進の決議

交通安全意識を高め、人命の損傷を防止するため、シートベルトの着用がきわめて有効であることは周知のことですが、県内の着用状況は依然として低調であるため、県警察は、関係機関団体と協力して、八月を着用推進月間と定め、さまざまな活動を繰り広げました。

その結果、運転者は一般、高速道路を含めて、運転者が三四・一%、同乗者が二七・二%の着用率を示し向上のあとがみられました。

シートベルト着用推進に関する決議

交通安全を未然に防止し、安全で住みよい生活を確保することは、県民すべての強い願いである。しかしながら、近年の本県における交通事故の発生状況は、関係者の多大な努力にもかかわらず年々増加の傾向にあり、多数の県民の尊い生命が奪われ、あるいは傷つけられ、その家族の平穏な生活が破壊されている現状は、誠に悲惨であり憂慮に堪えない。

このような状況の中にあ

高野慶貴氏に藍綬褒章



県交通安全協会副会長、塩山交通安全協会会長の高野慶貴氏(東山梨郡勝沼町、五十九歳)は、十一月十四日、東京都千代田区の半蔵門会館で行われた表彰伝達式で、藍綬褒章を受賞しました。

高野氏は、昭和二十七年一月塩山安協の理事となり以来三十二年余にわたり、安協役員として地域住民の

交通安全意識の高揚、運転者講習、道路や安全施設の改善、街頭交通安全指導等に率先してあたり、また、私財を投じて交通安全教育機材を寄付し、児童、園児の交通事故防止に貢献するなど功績が認められたものです。

坂本学氏を交通対策本部長表彰



総務庁は、九月二十八日東京都千代田区の番町共済会館で、全国の交通安全功

労者、個人十七人と三団体に交通対策本部長(総務庁長官)表彰を行いました。本県では、東八代郡御坂町井ノ上、県安協評議員、石和交通安全協会御坂支部長、坂本学氏(五十八歳)が表彰されました。

市町村議会でシートベルト着用決議

市町村議会でシートベルト着用決議を行いました。山梨県議会においても深い関心を示し、さる十月九日「シートベルト着用推進の決議」を上程し、満場一致で採択されました。

これからは、県民総ぐるみでシートベルト着用運動が繰り広げられ、交通事故防止に役立つものと思ひます。四輪運転者、同乗者ひとりひとりがこれを実践して明るい社会づくりのため努めましょう。

シートベルト着用推進に関する決議

交通安全意識を高め、人命の損傷を防止するため、シートベルトの着用がきわめて有効であることは周知のことですが、県内の着用状況は依然として低調であるため、県警察は、関係機関団体と協力して、八月を着用推進月間と定め、さまざまな活動を繰り広げました。

その結果、運転者は一般、高速道路を含めて、運転者が三四・一%、同乗者が二七・二%の着用率を示し向上のあとがみられました。

このような状況の中にあ

交通安全意識を高め、人命の損傷を防止するため、シートベルトの着用がきわめて有効であることは周知のことですが、県内の着用状況は依然として低調であるため、県警察は、関係機関団体と協力して、八月を着用推進月間と定め、さまざまな活動を繰り広げました。

その結果、運転者は一般、高速道路を含めて、運転者が三四・一%、同乗者が二七・二%の着用率を示し向上のあとがみられました。

このような状況の中にあ

交通安全意識を高め、人命の損傷を防止するため、シートベルトの着用がきわめて有効であることは周知のことですが、県内の着用状況は依然として低調であるため、県警察は、関係機関団体と協力して、八月を着用推進月間と定め、さまざまな活動を繰り広げました。

その結果、運転者は一般、高速道路を含めて、運転者が三四・一%、同乗者が二七・二%の着用率を示し向上のあとがみられました。



山梨県交通安全協会会員のための災害共済のお奨め

万人は一人のために一人は万人のために

※保険会社の職員が内容説明に伺います

提供団体

山梨県交通安全協会

引受会社 **協栄生命**

甲府市丸の内三丁目20-3
TEL (0552) 22-4836(代)

- 交通安全功労者
- 長沢孝雄、清水玉男、長
- 優良交通安全協会
- (優秀賞) 南部
- (優良賞) 市川、上野原、長坂
- (努力賞) 塩山、石和、甲府
- (創意賞) 富士吉田、南甲府
- 交通安全功労者および団体
- 長沢孝雄、清水玉男、長
- 交通安全功労者
- 湯濱、矢崎誠、朝夷保、加藤てるを、高村照久、堀内昭登、金丸江江、井出幸子、奈良和代、(交通安全功労団体)
- 甲府郵便局、甲府骨材生コンクリート株式会社、白根町立白根源小学校、日立電子株式会社小淵沢工場、長坂交通安全協会武川支部、長坂青柳電報電話局、中富町立中富中学校、社会福祉法人高田保育園、石和女性ドライバーの会、秋山村立栗谷小学校、シルバークラブ、富士吉田交通安全協会山中湖支部、大月電報電話局。
- 優良運転者
- 小野正次ほか二五一名
- 優良職員
- 山口美英ほか一名
- 交通安全功労役員
- 長田久雄、宮尾昭次、矢沢正満、伊藤菊雄、末木恒秋、山本定夫、小野勝己、岩永盛明、中田雄一、望月仁、声沢忠雄、千野孝、秋山忠典、望月謙三、田中美千雄、功刀栄幸、萩原幸男、響場辰男、深沢文雄、佐野正、清水省三、河西富夫、斎藤勉、田中昭、野田房雄、青柳武栄、大柴嘉和、向山しげ子、小林秀三、大柴茂治、渡辺博史、佐野美博、奥水正長、奥石四郎、名取久重、三井正樹、深沢一司、長沢富士雄、声沢栄次、望月広基、田沢孝、内野光徳、滝好文、松田正村、遠藤徳好、佐野哲也、小林正作、一瀬まさ江、樋口富美男、小林光昭、有泉勝男、梶原泰喬、市川啓一、山下薫、依田謙太郎、小川保仁、金子忠正、前田家苗、関口邦雄、古屋為清、佐々木明文、中村照男、内田豊、広瀬七良、三橋正男、相山清治、渡辺智範、志村登、原田太郎、長田逸三、布施久夫、菅沼利明、渡辺弥作、川村幸平、斎藤忠雄、梶原貞雄、松井仁勇、天野善太、長田巴、岡田真平、山口安之、金子和幸、佐藤圭司、田村忠、守屋晴雄、相原秀里、金畑正雄、石井秀夫、吉野光平、長田正。

大野美穂さん(巖中)が優勝

代表17人が熱弁

第26回県中学生交通安全弁論大会

第二十六回山梨県中学生交通安全弁論大会(県交通安全協会、NHK甲府放送局、交通山梨新聞社主催)が十月二十四日、甲府市飯田三丁目のNHK甲府放送局第一スタジオで開催されました。

大会には、県内各地区の子選大会で代表となった十七人の中学生弁論士が出席し、七分の持ち時間で、友人を事故で亡くした体験や、日常生活を通して交通安全に



真剣に交通安全を呼びかける中学生

ついて考えていることなどを発表しましたが、とくに論旨や表現力も豊であり、弁論発表の向上が目立っていました。

審査の結果、「交通安全に対する意識」と題して、車に乗る人間が意識をかねて一人ひとり交通安全に努力しようと呼びかけた上野原町立巖中三年、大野美穂さんが優勝し、優勝旗と知事賞を受賞しました。

(優勝)〇知事賞
大野美穂(巖中)
(準優勝)〇県議長賞 阿久

審査の結果、「交通安全に対する意識」と題して、車に乗る人間が意識をかねて一人ひとり交通安全に努力しようと呼びかけた上野原町立巖中三年、大野美穂さんが優勝し、優勝旗と知事賞を受賞しました。

(優勝)〇知事賞
大野美穂(巖中)
(準優勝)〇県議長賞 阿久

県内をキャンペーン

交母連の全国キャラバン隊

みんなですすめる交通安全をテーマとした「全国交通安全母の会の全国キャラバン隊」は第六回目を迎えて、八月十六日から約一ヶ月間全国七コースで実施されました。関東コースのキャラバン隊は、八月十七日埼玉県を出発し同二十三日静岡県から本県に入りました。

県交母連(鶴田美枝会長)では、八月二十三日県庁前で県内コースの出発式を行い、知事代理・功刀県民生活局長、古川県警本部長、原甲府市長ら来賓に後藤田総務庁長官のメッセージを贈り、激励を受けたあと、全交母の広報車を先頭に甲府、南甲府交母のパレードと共に出発し、八月二十五

沢みどり(大月東)〇県警本部長賞・甲府市長賞
名取恵美(甲府北東)〇県教育長賞 保坂理枝(梨大付属)
(優秀賞) 以下出場順
渡辺克全(六郷)内藤正文(一宮)望月知恵(白根巨摩)白倉昌広(増富)望月恭子(城南)興水美香(高根)佐野文人(富原町立巖中三年)大野美穂(巖中)依田果里(塩山)加々美和子(明見)長谷川理恵(中富)浅川阿豆(泉)小澤伸江(山梨北)



交通事故救急法を研修する母の会

二輪車安全指導体制を強化し

指導員等講習会開く

県二輪車安全運転推進委員会(塩川光男委員長)は二輪車安全運転指導体制の強化、原付講習の充実と交通事故防止のために、県警交通部の指導協力をえ、七月二十七日と八月二十四日の両日、八田村の免許センターで二輪車安全運転指導員、準指導員の資格認定審査を行い、新たに中央審査委員会の書面審査を経た指導員十名と準指導員

新規購入 映画の紹介

山梨県交通安全協会では、新しく次の映画を購入しました。無料で貸し出しします。ご利用ください。

一 明日への警鐘
交通事故・その悲劇―
16ミリ、カラー、29分
一般、運転者向
交通事故が描く波紋は想像以上に大きく、被害者、加害者本人はもとより、その家族や周りの人達にまで計り知れない苦悩を与え、数多くの悲劇を生んでいます。この映画は、実際に事故を起こした被害者、犠牲となった被害者や家族の実態を追跡して、交通事故の恐ろしさ悲惨さを描いた、この悲劇を繰り返さないため、明日への警鐘とするものです。

二 運転とこころ
―あせり、いかり―
見事合格した指導員等は、二輪車、原付車講習の大きな力となることでしょう。また、新しい指導員の誕生を機会に、実技指導の向上を図るために、十月十二日指導員、同月二十六日指導員を対象として原付車指導員を重点に講習会を開きました。

新任の指導員等も参加し、百五十一名の受講者は、県警試験場長をはじめ特別指導員の適切な指導のもとで、終始熱心に実技指導要領を体験しましたが、これから活躍が期待されます。

なお、閉講にあたって合格者に認定証を交付するとともに、平素、積極的に講習会等に参加している、優良指導員八名が、県二推委員長賞を受けました。

(受賞者) 岡田孝行(甲府) 牛山進(山梨早川力(甲府) 加藤又男(若草) 久根口実(都留) 小池利和(大泉) 佐藤秋夫(甲府) 土屋誠一(甲府)

あなたにとって自動車は必要ですか。多分だれもが必要だと答えるでしょう。それは自動車は私達の生活手段であって絶対に手ばなせないものだからです。

今や自動車産業は日本の基幹産業であり、戦後その生産台数は飛躍的な伸びを示しています。それと同時に交通事故による死亡者も増大してきています。

この自動車と交通事故の関係からいえば、「交通事故をなくすには自動車をなくせばいい」と思うわけでは、私達は座ったままでもどこへも行ける、この快適な生活を失うわけにはいかないのです。

自動車の性能はここ数年で目覚ましい進歩をとけてきました。そして、それと

交通安全に対する意識

巖中 大野 美穂

共々安全対策も進歩してきています。自動車のブレーキ性能の向上、タイヤの性能アップ、シートベルトなどいろいろあります。しかし、いくら技術的に安全対策が進歩しても交通事故がなくなるならないのは、どうしてでしょうか。それ

をわかっていないのに実際にライバーのほとんどはシートベルトを締めていないのです。交通安全に対する意識は一体どこへ行ってしまったのでしょうか。

もし、どうしても一人ひとりで気をつけることができないのなら、法律をもつ



果たして、こんなことが許されるのでしょうか。せつかくドライバーに、そんなスピードだと、運が悪ければ病院のベッドの上か、かおけの中だ」と警告しているのではありませんか。このように人間の交通安全に対する意識をかえなかり、い

くら取り締まりを厳しくしても無意味となってしまっています。社会では人間のそんな意識をかえるためにいろいろな事を行っています。春、秋の交通安全運動などもその一つです。また私達中学生に対しては、交通安全のポスター、標語のコンクール、そして弁論大会などが意識をもちあげるためにあります。

では私達中学生が、中学生自身で交通安全の高揚をはかるには、どのようにすればよいのでしょうか。私達にできることを考えてみると、学校ごとに生徒会や交通安全委員会を中心として、訴えたり交通安全集会を開いてはどうか、このように人間の交通安全に対する意識をかえなかり、い

もち、それをもとに自分の親や知人の話題に交通事故防止の意見をかわすことはどうでしょう。

「何故、お父さんはシートベルトを出さないの」
「何故、お母さんはシートベルトを締めないの」
などと、さまざまなことが話題になると思います。

このようなことを町内の中学生が親にいう。やがて県内の中学生が呼びかける。そうすれば日本に大きな交通安全の輪が広がっていくのではありませんか。

少しずつ私達中学生をはじめ社会の一人ひとりが交通安全に対する意識を持ちましょう。そして大人も子供も、現在と未来とを結ぶ一瞬一瞬を真剣におくろうではありませんか。



原付車実技指導要領を研修する準指導員

見事合格した指導員等は、二輪車、原付車講習の大きな力となることでしょう。また、新しい指導員の誕生を機会に、実技指導の向上を図るために、十月十二日指導員、同月二十六日指導員を対象として原付車指導員を重点に講習会を開きました。

新任の指導員等も参加し、百五十一名の受講者は、県警試験場長をはじめ特別指導員の適切な指導のもとで、終始熱心に実技指導要領を体験しましたが、これから活躍が期待されます。

なお、閉講にあたって合格者に認定証を交付するとともに、平素、積極的に講習会等に参加している、優良指導員八名が、県二推委員長賞を受けました。

(受賞者) 岡田孝行(甲府) 牛山進(山梨早川力(甲府) 加藤又男(若草) 久根口実(都留) 小池利和(大泉) 佐藤秋夫(甲府) 土屋誠一(甲府)

交通事故ゼロの願いをこめて、昭和六十年に使用する「交通安全年間スローガン」が決まりました。三部門の最優秀作品(一面掲載)と佳作は、次のとおりです。このスローガンを行動に移し、交通安全運動を大きく前進させたいものです。

佳作(全日本交通安全協会会長賞)

◆運転者向け

あせらずに ゆずるやさしさ まつゆとり
 まだいたの のんでのるひと のせるひと
 飛ばすまい みんなの街です 道路です
 やさしさが 好きですあなたの その運転
 飛ばさない いらいらしい 割込まない
 いい出会い ゆずる笑顔の 交差点
 運転の マナーをみている ちいさな目
 シートベルト 締める習慣 あなたから
 ヘルメット かぶって安心 ミニバイク
 シートベルト かけて安心 心にゆとり

◆歩行者・自転車乗用者向け

「よく見てね」あなたのひとこと 子を守る
 横断は 目で確認 手で合図
 自転車も 持とつ心の 免許証
 自転車も ルールとマナー 身につけて

昭和60年交通安全
年間スローガン

歩くにも ゆとりとマナーを 忘れず
 ます止まれ! 車が来ても 来なくても
 いま一度 青でもたしかめ 渡るくせ
 わが家から 事故で泣く人 出しません
 お茶の間の 会話が育てる 交通安全
 育てよう 安全意識を 茶の間から

◆子ども向け

やっています いつも自然に 右左
 交差点 おしゃべりやめて 右左
 おにごっこ おにも止まる 赤信号
 そのかど つぎのかどにも またくるま
 安全と わかっているも たしかめて
 気をつけよう すぐにとび出す わるいくせ
 悪ふざけ めいわくいっぱい 事故いっぱい
 交通ルール きちんとまもれば いい気分
 とび出すな 注意する子に けがはない
 けがのもと 飛ばす自でんしゃ ふざけっこ



交通安全パレードで秋の運動はじまる(甲府)

地区だより

○秋の交通安全運動
 九月二十一日から三十日
 までの十日間、全国一斉に
 秋の交通安全運動が行われ
 県内においても、各地区安
 協や関係機関、団体等の協
 力により多彩な行事や交通
 安全啓蒙活動を展開し、運
 動の盛りあがりを見せまし
 た。期間中の交通事故は、
 件数二二五件、前年比二六
 件二・三%増、死者二人、
 前年比二八五〇・〇%減、



保育園児の交通安全教室開く(南甲府)



心をこめて安全運転を願う(小笠原)

傷者一五三人、前年比二七
 八二・四%増と件数、傷
 者は増加したものの死者は
 半減し、ますますの成果と
 いえますよう。
 関係の皆様のご貢献に感
 謝し、活動の一端を紹介し
 ます。

○高齢者交通安全総講習
 を実施(小笠原)
 小笠原署(鶴田治昭署長)
 では、ここの交通安全事故と
 くに死亡事故が激増し、し
 かも交通弱者である高齢者
 の犠牲が多いことからこれ
 を防止するため、安協、交
 通安全クラブ等と協力し高
 齢者交通安全総講習を実施
 しました。

○高齢者に「優良歩行者
 証」を贈る(日下部)
 日下部署(八巻義忠署長)
 は、春日居町と協力して、
 お年寄りの安全意識を高め
 交通安全事故を防止するため、
 外出時に注意すべきこと等
 を守っている町内の高齢者
 に、優良歩行者証を贈り、
 安全歩行の励行を確認しま
 した。

○金賞など15点入賞
 県交通安全協会主催、県
 警察本部・山梨日日新聞社
 後援の第十八回交通安全写
 真コンテストは、八月二十
 一日をもって締め切られま
 した。今回は、一般交通の場
 面や交通事故の現場を撮影
 したものが六十一点が賞
 品されました。
 九月二十八日審査の結果、
 最優秀賞は該当がなく、金
 賞三点、銀賞六、銅賞六
 点を決定し、入賞者には賞
 状、賞金を、参加者に記念
 品が贈られました。
 応募作品は、全般に優れ
 た作品が多く、とくに一般
 交通場面の作品が多いのが
 目立ちました。これらの作
 品は、交通安全の啓蒙や
 交通安全広報紙(誌)など
 に活用され、交通安全の啓
 蒙に役立っています。また
 一般への貸し出しもいたし
 ますのでご利用ください。
 入賞者は次のとおりです。
 (金賞)日本道路会大月
 管理隊(大月)大柴力(重



高齢者交通安全クラブ百寿会を結成する(長坂)



小中学生の交通安全レターをドライバーに贈る(市川)



高齢者の交通安全教室を開く(日下部)

○ 県下一の
 広いコースで 早い上達を!

○ 伝統ある当校で
 1日も早く免許証をあなたの手へ

財団法人
 山梨県交通安全協会経営

公認 山梨自動車学校

八田村野牛島1828 山梨県運転免許センター内
 TEL 05528-5-0752

サラリーマンの必要経費

サラリーマンの必要経費は、どの位か、ご存知ですか。

所得税は、原則として、その年の収入金額から、必要経費を差し引いた残りの金額に対して課税されます。

サラリーマンの場合も、その年の給与の収入金額から「給与所得控除額」を差し引いた残りの金額に対して、所得税が課税されます。給与所得の源泉徴収票を「給与所得控除額」(税のひろばより)

金額欄が設けられています。この両欄の差額、すなわち「給与所得控除額」がサラリーマンの必要経費に相当するとされています。給与所得控除は、サラリーマンの勤務に伴う必要経費などの概算控除として、給与所得者だけに認められており、事業所得者等の必要経費に相当するものではありません。給与の年間収入金額に応じて、次のとおり定まっています。

給与の年間収入金額が

- 五七万以下 その全額
- 五七万超一四二万五千元以下 五七万円
- 一四二万五千元超一六五万円以下 年収入×四〇%
- 一六五万円超三〇万円以下 年収入×三〇%
- 三〇万円超一六万五千元以下 年収入×二〇%
- 一六万五千元超一〇〇万円以下 年収入×一〇%
- 一〇〇万円超 年収入×五%

したがって例えば、給与の年収入が八〇〇万円の場合の給与所得控除額は、八万九千五百円になります。